（定期の報告）

第七十九条　法第百十五条第一項又は第百十九条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第三十による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第八十条　法第百十五条第一項又は第百十九条第一項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第百十一条第一項に規定する判断の基準の遵守状況その他の当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し実施した措置

三・四　［略］

五　非化石エネルギーの使用状況

六　［略］

（密接関係荷主の要件）

第八十一条　法第百十七条第一項に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

（認定管理統括荷主の認定）

第八十二条　法第百十七条第一項の規定による認定を受けようとする荷主（以下この条において「申請者」という。）は、様式三十一による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

２　経済産業大臣は、法第百十七条第一項の規定により申請者から前項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに同条第二項の定めに照らしてその内容を審査し、認定管理統括荷主の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十七条第一項の規定に基づき認定する。」

３　［略］

（認定管理統括荷主の認定の取消し）

第八十三条　経済産業大臣は、法第百十七条第二項の規定により認定管理統括荷主の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十三による書面を当該認定が取り消される法第百十七条第一項の認定を受けた者に交付するものとする。

（定期の報告）

第七十九条　法第百十一条第一項又は第百十五条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第三十による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第八十条　法第百十一条第一項又は第百十五条第一項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第百七条第一項に規定する判断の基準の遵守状況その他の当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し実施した措置

三・四　［略］

［新設］

五　［略］

（密接関係荷主の要件）

第八十一条　法第百十三条第一項に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

（認定管理統括荷主の認定）

第八十二条　法第百十三条第一項の規定による認定を受けようとする荷主（以下この条において「申請者」という。）は、様式三十一による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

２　経済産業大臣は、法第百十三条第一項の規定により申請者から前項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに同条第二項の定めに照らしてその内容を審査し、認定管理統括荷主の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十三条第一項の規定に基づき認定する。」

３　［略］

（認定管理統括荷主の認定の取消し）

第八十三条　経済産業大臣は、法第百十三条第二項の規定により認定管理統括荷主の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十三による書面を当該認定が取り消される法第百十三条第一項の認定を受けた者に交付するものとする。